

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成22年度
計画変更年度	平成25年度
計画変更年度	平成28年度
計画変更年度	平成31年度
計画主体	壮瞥町

壮瞥町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 北海道壮瞥町経済建設課
所在地 北海道有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7
電話番号 0142-66-2121
FAX番号 0142-66-7001
メールアドレス keizai@town.sobetsu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、スズメ、ニュウナイスズメ
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	北海道有珠郡壮瞥町の区域（洞爺湖鳥獣保護区を除く）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
エゾシカ	水稲	1.5	109
	小麦	3.3	123
	リンゴ	0.2	37
	かぼちゃ	0.4	350
	高級菜豆 (大福・花豆)	4.5	970
	ビート	5.0	212
	小豆	5.2	593
	スイートコーン	4.2	628
	馬鈴薯	0.3	1,014
	計	24.6	4,036
アライグマ	かぼちゃ	0.1	10
	スイートコーン	2.2	570
	計	2.3	580
ヒグマ	—	—	—
カラス	りんご	0.4	59
	スイートコーン	0.3	121
	計	0.7	180
スズメ	水稲	1.7	96
	りんご	0.2	22
	計	1.9	118

(2) 被害の傾向

壮警町の農作物に被害を与えている鳥獣は、エゾシカ、アライグマ、カラス、スズメによるものが主で、特にエゾシカ、アライグマによる被害はほぼ全町に拡大している。

ヒグマは、平成26年度に上久保内地区で目撃されたほか、平成27年度には仲洞爺地区で糞が複数確認され、看板を設置し、注意喚起を行った。

このため、有害鳥獣捕獲を実施したり、エゾシカの侵入防止のため電気柵を設置する等の対策を講じているが、被害が発生し続けているため、関係機関が一丸となって被害対策に取り組む必要がある。

【エゾシカ】

農作物の播種期から収穫期までの長期間にわたり町内のほぼ一円に出没し、被害が増加している。有害鳥獣駆除により個体数調整を図っているが、生息数は減少していないと思われる。

【アライグマ】

平成20年度に初めて捕獲され、イチゴやスイートコーン、果樹等の被害が増加している。

【ヒグマ】

農作物だけではなく、人命の危険も懸念されるため、足跡や糞等が発見された際には、看板設置や巡回強化、広報等により注意喚起を実施している。

平成26年度には上久保内地区（人家付近）に出没し、平成27年度には、仲洞爺地区において糞が複数発見された。

【カラス】

播種直後（豆類やスイートコーン）や収穫期（果樹）に被害が多発している。

また、営巣期には人間や家畜に対し威嚇行為を取る個体が見られる。

【スズメ】

水稻の出穂期から収穫期にかけて被害が多発している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成29年度）	目標値（平成33年度）
エゾシカによる農作物被害	24.6 ha 4,036千円	22.0 ha 3,900千円
アライグマによる農作物被害	2.3 ha 580千円	2.0 ha 550千円
カラスによる農作物被害	0.7 ha 180千円	0.5 ha 150千円
スズメによる農作物被害	1.9 ha 118千円	1.5 ha 100千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>これまでの町の有害鳥獣捕獲は、猟友会壮警部会に依頼し、一部鳥獣は捕獲実績に応じて報奨金を支出している。</p> <p>また、平成21年度より狩猟免許取得希望者に対し、猟友会が開催する予備講習会の情報提供をしている。</p> <p>平成24年度より壮警町鳥獣被害防止対策実施隊によるエゾシカー斉捕獲活動を実施している。</p>	<p>エゾシカは、主に夜間出没する事から、銃器による捕獲は効果が上がりづらい状況である。</p> <p>また、猟友会員の高齢化による減少が進み、会員の新規育成と捕獲（射撃）技術の伝承が急務となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>平成21年度から電気柵を設置しており、平成29年度には、町内農業者6名が電気柵を設置し、侵入防止に効果を上げている。</p>	<p>電気柵の購入及び維持には多額の費用がかかるため、設置費の一部を町で補助しているが、侵入防止柵については、地区全体を囲むことが理想であるが、設置と維持管理に要する費用の負担が大きいのと、地域内での合意形成が得られにくい地区もあるため、設置は難しい状況にある。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>①被害農家自らの捕獲（被害を与えている鳥獣に適用） 被害を受けている農業者自らが、銃猟やわな猟の免許を取得し、銃やわなによる捕獲を実施する。</p> <p>②エゾシカの捕獲 北海道が策定しているエゾシカ保護管理計画に基づき、個体数減少が確認されるまで、銃やわなで捕獲する。</p> <p>③アライグマの捕獲 農作物や生活環境への被害が甚大であることから、関係機関と連携しながら積極的に箱わなで捕獲する。</p> <p>④ヒグマの捕獲 農作物被害や人命に危険を及ぼす恐れがある個体のみ捕獲する。</p> <p>⑤カラス、スズメの捕獲 農作物被害や営巣期に見られる生活環境に被害を及ぼす恐れがある個体について捕獲する。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会壮警部会への捕獲依頼を引き続き行い、一部鳥獣については捕獲実績により報奨金を支給する。
また、農作物等への被害を防止するため、関係機関と連携し被害を最小限にとどめる。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
31 ～ 33	エゾシカ アライグマ ヒグマ カラス スズメ	① 猟友会壮警部会に対し、捕獲実績による報奨金（一部鳥獣）の支給継続 ② 銃猟、わな猟免許取得者の拡大 ③ 箱わなによる捕獲を継続するための機材の購入 ④ 壮警町鳥獣被害防止対策協議会が行う活動に対して補助金を交付

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
エゾシカについては、北海道が策定したエゾシカ保護管理計画に基づき、個体数の減少が確認されるまで捕獲を行う。その他の鳥獣については、近年の捕獲実績を考慮して捕獲数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	31年度	32年度	33年度
エゾシカ	180	180	180
アライグマ	60	60	60
ヒグマ	—	—	—
カラス	30	30	30
スズメ	30	30	30

捕獲等の取組内容
銃器及びわなによる有害鳥獣の捕獲は、洞爺湖鳥獣保護区を除く壮警町一円で4月1日から9月30日まで行う。
なお、エゾシカについては、個体数減少を図るため通年捕獲を行う。
アライグマについては通年、出没情報により箱わなを設置し捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
電気柵の設置やわな、散弾銃等を利用した駆除が行われているにもかかわらず被害が発生しており、ヒグマやエゾシカ等の大型獣類の駆除にはライフル銃の使用が必要と考える。尚、捕獲の実施予定時期や場所等は、上記の捕獲等の取組内容に準じる。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	31年度	32年度	33年度
整備計画なし			

(2) その他被害防止に関する取組

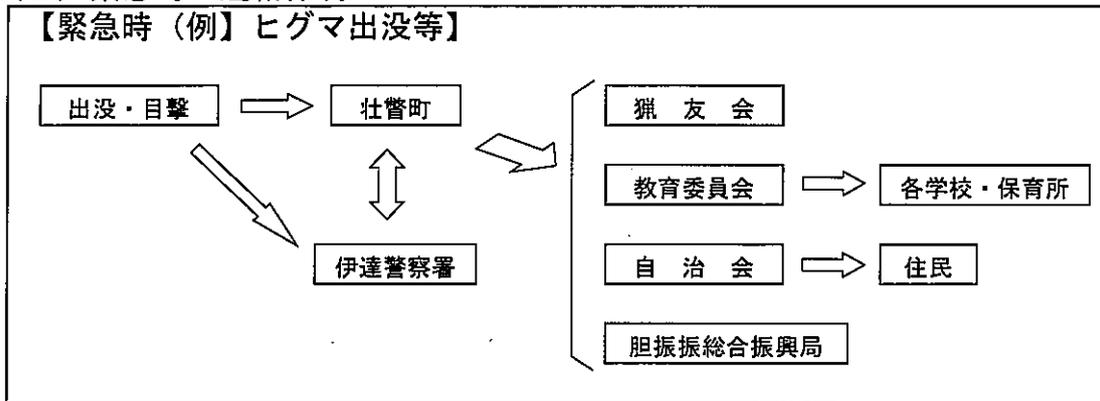
年度	対象鳥獣	取組内容
31 ~ 33	エゾシカ アライグマ ヒグマ カラス スズメ	①被害農家に対する鳥獣被害防止知識の普及啓発 ②農作物の自己防衛の働きかけ ③畑等への商品化出来ない農作物の放置防止 ④ヒグマ出没時の生ゴミ等の管理徹底の周知 ⑤ヒグマ出没時の連絡体制整備(近隣市町を含む)

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
壮警町	情報収集、有害鳥獣捕獲許可申請、緊急パトロールの実施及び住民への注意広報活動、注意喚起看板の設置、関係機関との連絡調整、
北海道猟友会伊達支部壮警部会	情報収集、パトロール、対象鳥獣の捕獲及び追払い
教育委員会	各学校等への注意喚起
自治会	住民への注意喚起
札幌方面伊達警察署	緊急対応、パトロール、住民の避難誘導
胆振総合振興局	有害鳥獣捕獲許可等

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	壮警町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
壮警町	協議会事務局運営、被害状況把握、有害鳥獣捕獲許可申請事務、住民等への普及啓発
壮警町農業委員会	農業被害の状況把握、情報提供
とうや湖農業協同組合	農業被害調査、組合員への啓発
胆振農業改良普及センター	農業被害の状況把握、情報提供
いぶり農業共済組合	農業被害の状況把握、情報提供
北海道猟友会伊達支部壮警部会	対象鳥獣の捕獲

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
胆振総合振興局農務課	鳥獣被害防止計画の協議、鳥獣被害防止総合対策事業の指導
胆振総合振興局環境生活課	有害鳥獣捕獲許可等
胆振地域エゾシカ対策連絡協議会（胆振総合振興局環境生活課内）	被害防止に係る情報提供、協議会構成員間の連絡調整

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

猟友会壮警部会会員及び町職員、町内農業者等で構成され、鳥獣被害防止総合対策事業補助金を活用して壮警町鳥獣被害防止対策協議会が実施するエゾシカ一斉捕獲活動等に従事し、農作物等への被害防止活動を行っている。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

【カラス、スズメ】

生活環境に影響を与えない方法で埋設処理する。

【アライグマ】

生活環境に影響を与えない方法で埋設処理、又は一般廃棄物として処理。

【エゾシカ】

肉の一部を食用として利活用し、その他の部位は一般廃棄物として処理、又は生活環境に影響を与えない方法で埋設処理する。

【ヒグマ】

肉の一部は利活用し、胃や肝臓等については、学術用検体として地方独立行政法人北海道立総合研究機構環境科学研究センター等の研究機関へ提供し、その他の部位は一般廃棄物として処理、又は生活環境に影響を与えない方法で埋設処理する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

【被害防除】

・ヒグマの出没情報について適宜近隣市町村と情報を共有し、被害防止に努める。

【ハンターの育成・確保】

- ・銃所持許可更新に係る支援
- ・農業者へのわな猟免許試験に係る情報提供等